



水質汚濁防止法の規制項目追加へ 環境省

水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について中央環境審議会から平成 23 年 2 月 18 日に答申がなされました。

内容としては、塩化ビニルモノマーについて、有害物質を含む特定地下浸透水の浸透制限(以下特定地下浸透基準)が 0.0002mg/l、地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準(以下地下水浄化基準)が 0.002mg/l、1,2-ジクロロエチレンについては特定地下浸透基準がシス体、トランス体としてそれぞれ 0.004mg/l、地下水浄化基準が 0.04mg/l とする事が適当としています。

また、1,1-ジクロロエチレンについては、水質環境基準及び地下水環境基準が 0.1mg/l、排水基準が 1mg/l とし、地下水浄化基準については、0.1mg/l とする事が適当としています。

当社では、水質汚濁防止法、下水道法に基づく分析について長年携わっており、排水基準や新規項目の追加など最新情報を収集し提供しております。ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 2011年2月24日付 環境省報道発表資料
化学分析箇所 江上泰邦

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. 水銀条約 輸出入原則禁止で一致 政府間交渉委員会](#)
- [2. 土対法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集について](#)
- [3. 「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について」\(意見募集結果\) 環境省](#)
- [4. 微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理認定について](#)
- [5. 2013 年度より水質の環境基準追加へ 環境省](#)

水質汚濁防止法の一部を改正する法案 を閣議決定 環境省

この度、地下水汚染の効果的な未然防止を図るため、「水質汚濁防止法の一部改正する法律案」が平成 23 年 3 月 8 日に閣議決定され、国会に提出されました。

近年の調査によって、工場又は事業場からのトリクロロエチレン等の有害な物質の漏えいによる地下水汚染事例が確認され、その中には事業場等の周辺住民が利用する井戸水から検出された例もあることが判明されました。

これらは、事業場等における生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、生産設備等の使用の際の作業ミス等による漏えいが原因の大半でした。

また、地下水は自然の浄化作用による水質の改善ができないこと等から、一度汚染されると回復が困難なため、汚染を未然に防ぐことが重要です。

法律案の概要としては、

- (1) 有害物質を貯蔵する施設の設置者等についての届出規定の創設、
- (2) 基準遵守義務の創設、
- (3) 基準遵守義務違反時の改善命令の創設(計画変更命令、改善命令)、
- (4) 定期点検義務の創設

施行期日については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、政令で定める日としていますが、この施行の際、現に有害物質使用特定施設を設置している者及び有害物質貯蔵指定施設を設置している者については、施行日から起算して、3年を経過する日までの間は、上記(2)、(3)については、猶予することとしています。

また、上記(1)～(4)において、違反があった場合、懲役又は罰金が科せられます。当社では排水の他にも、様々な種類の水質分析について、長年の経験と実績があります。お気軽にご相談ください。

資料 2011年3月8日付 環境省報道発表資料
化学分析箇所 大塚卓也



ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) 認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2007年に(公財)日本適合性認定協会(JAB)より認定を取得している試験所認定の国際規格 ISO/IEC 17025 において、この度の拡大申請が承認され、RoHS 指令の全6物質と ELV 指令の全4物質、更には玩具の安全性規格に対して、認定を取得しました。

